

## 指 名 停 止 措 置 簿

### 1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
水道機工株式会社	代表取締役 古川 徹	大臣許可 (特) 第 4311 号	東京都世田谷区桜丘 5-48-16
株式会社 水機テクノス	代表取締役 原 毅	大臣許可 (特) 第 5438 号	東京都世田谷区桜丘 5-48-16

### 2 指名停止の内容

指名停止期間	水道機工株式会社 令和5年2月24日から同年5月23日まで (3月)
	株式会社水機テクノス 令和5年2月24日から同年5月23日まで (3月)
指名停止の理由	<p>水道機工株式会社及び株式会社水機テクノスは、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、並びに、主任技術者等として工事現場に配置していた。また、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。</p> <p>これにより、令和5年2月10日に、関東地方整備局から指示処分及び営業停止処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号(建設業法違反行為)に該当 同要綱の取扱いの別表第2関係5の(2)(県発注工事以外に関する建設業法違反)に該当</p>